

職場内で回覧をお願いいたします

けんぽだより



全国健康保険協会 三重支部

協会けんぽ

〒514-1195 三重県津市栄町4-643 津栄町三交ビル

TEL 059-225-3311 (代表)

受付時間 8:30~17:15

(土日祝、年末年始を除く)

無料

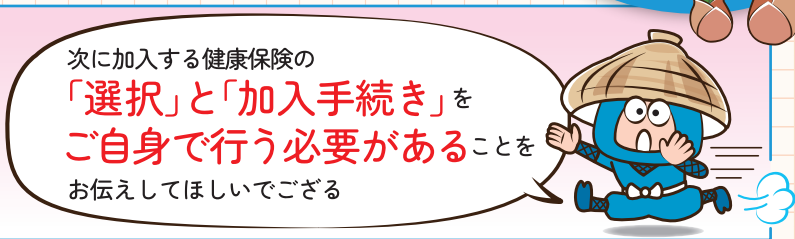
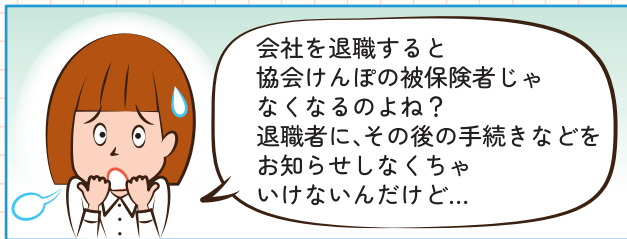
LINEの友だち登録は
こちらから!



令和7年
1月号

No.147

フクジュ
ソウ



被保険者(ご本人)様が、会社をご退職等して健康保険の資格を喪失したときは、**ご自身で**次に加える健康保険を選択し、加入のお手続きをしていただく必要があります。

退職後の健康保険は、次の**3つの選択肢**から**ご自身で選択**していただきます

	国民健康保険	協会けんぽ任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族のお勤め先
保険料	前年度の所得や家族構成により決定 ※離職理由などにより保険料が 減免されることがあります	在職時の 約2倍 (上限あり) ※上限金額は毎年見直され 変更することがあります	負担なし
	必ず双方の保険料を比較してください		
加入要件	お住まいの市区町村役場へ ご相談ください	下記をご確認ください	ご家族が加入されている健康保険の 扶養認定条件を満たす必要があります

任意継続の加入要件

- 退職日(資格喪失日の前日)までに
継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること
- 退職日の翌日(資格喪失日)から**20日以内(必着)**に
「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を
提出すること(20日目が土日祝日の場合は翌営業日まで)

申出書については、お住まいの都道府県の
協会けんぽ支部へ郵送にてご提出ください。

任意継続被保険者の資格取得をご希望の方へ マイナ保険証をお持ちでない方は、マイナ保険証のご登録を行っていただくか、「資格確認書交付申請書」のご提出が必要となります。

↓ 申出書のダウンロードはこちら



協会けんぽのHP ▶ 申請書ダウンロード ▶
任意継続の申請書 ▶
任意継続被保険者資格取得申出書

保険料や加入要件を
要確認!でござる



スマホの方はこちら

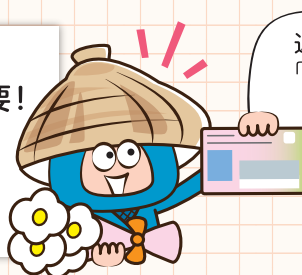
手書き用・入力用から
選択してダウンロード

マイナ保険証、使っていますか?

令和6年12月2日から従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されました。

マイナ保険証なら

- ✓就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要!
 - ✓マイナポータル*の利用で
医療費控除の確定申告が簡単に!
- *政府が運営するオンラインサービス



退職後も
「手元に保険証が
なくて困る」ことが
なくなるでござる

マイナ保険証の
登録方法や
安全性について、
詳しくはこちら▼



従来の健康保険証の場合、退職後に使用されると医療費を返納していただくことがあります。マイナ保険証の利用をご検討ください。

仕事中や通勤途中のケガは**労災保険**が適用されます!



仕事中に
ケガをしちゃった...
病院に行ってきます

まさか

健康保険を使うつもりか?
仕事中や通勤途中のケガは
労災保険が適用に
なるのだぞ



こんなときは**労災保険(労働者災害補償保険)**の対象です!(一例)

仕事中

- ☐ 業務上の理由でケガをした
- ☐ 会社内でケガをした
- ☐ 出張中にケガをした(私的な行動は除く)

通勤途中

- ☐ 通勤途中の路上や駅などでケガをした
- ☐ 帰宅途中にスーパーなどに立ち寄り、通勤経路に戻った後にケガをした



**要注意で
ござる!**

- 個人や会社の判断で健康保険か労災保険かを選択することはできません。
- 誤って健康保険を使用したときは、かかった医療費を返納いただきます。
- 判断が難しい場合は、お近くの労働基準監督署に相談してください。
- 労災保険の対象となるケガで医療機関を受診する場合は、**労災であることを医療機関に必ずお伝えください。**

労災保険の対象者は、原則としてすべての労働者です

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいい、労働者であればアルバイトやパートタイマー等の雇用形態も労災保険の対象となります。

労災保険について
お問い合わせ先

労災保険相談ダイヤル



0570-006031

ろうさい

相談時間: 8:30~17:15
月~金(祝祭日、年末年始除く)

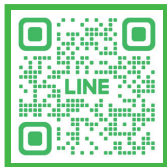
協会けんぽ三重支部公式LINE 友だち募集中!

今すぐ
登録だ!



公式
アカウント
始めました

二次元コードで登録



ID検索で登録

[ID]
@kenpo_mie
または
[アカウント名]
協会けんぽ三重

毎月2回ほど配信(予定)

- 健康づくりに関する情報
- 協会けんぽ三重支部の事業紹介
- 健康保険の制度改正や保険料率変更に関する情報

など情報満載!

資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を送付しました。従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

対象者

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得(扶養認定)の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方